公益財団法人日本教育公務員弘済会宮城支部退職者友の会会則

2022年4月1日施行

第１条　この会は，公益財団法人日本教育公務員弘済会宮城支部（以下「日教弘宮城支部」という。）退職者友の会と称する。

第２条　この会は，相互扶助のもとに，会員の福祉増進と親睦を図ることを目的とする。

第３条　この会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

　　　　（１）会員の厚生・福祉に関すること。

　　　　（２）会員の保健・趣味・教養・親睦に関すること。

　　　　（３）その他目的達成上必要と認める事業。

第４条　この会の会員は，退職後の教弘保険継続者でかつ「退職者友の会」への入会手続きを行った者とする。

第５条　この会には，会長１名をおき，公益財団法人日本教育公務員弘済会宮城支部長を充てる。

また，日教弘宮城支部内に事務局をおく。

第６条　会長はこの会を総理し代表する。事務局は「退職者友の会」の実務を遂行する。

第７条　この会の経費は，日教弘宮城支部の福祉事業費を充てる。